

## 返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後 3ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める 金額を求人者に返還する制度です。

(1)入社後 1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 80%

(2)入社後 3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%

ただし、専ら甲の都合により短期退職をすることとなった場合においては、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。